

親の懲戒権「しつけ」と「虐待」

親に叱られたことは誰にでもあると思います。私もよく母親に叱られました。口がたちすぐ口答えはするし、友達とはしょっちゅうけんかをするし。ある日、何かに腹を立てて物を投げ花瓶を割ったことに怒った母が、雪が降る中、裸足で逃げ出した私をほうきを手に持ち、追いかけてきました。その後こっぴどく叱られたことを覚えています。でも、たくさん怒られたけれど、母や父から叩かれたことはなかったかなあ。あまり思い出せません。

東京都目黒区や千葉県野田市で起きた、幼い女の子の命を奪った事件はまだ記憶に新しいと思います。逮捕された親が決まって口にするのは、「教育の一環でしつけのつもりだった」。「しつけ」という名目で虐待が繰り返されるという悲しい現実があります。

親の虐待とは、

「身体的虐待」・・・体を叩いたり蹴ったりする暴力など

「心理的虐待」・・・言葉による脅し、無視、子どもの前で暴力を見せるなど

「ネグレクト」・・・食事を与えない、子どもだけを残して放置するなどの育児放棄があります。(もう一つ「性的虐待」があります)

子どもが自分で社会生活を送れるように導くことが「しつけ」だと思います。どんなに子どものことを思っていたとしても、子どもの心や体を深く傷つけるような教え方はしつけとはいえません。

7月に閉会した国会で、子の教育や監護に必要な範囲で親に認めている民法の「懲戒権」(愛のムチ的な行為は許される)の見直しが議論されました。児童虐待問題が相次ぐなか、懲戒権が親から子への虐待を正当化する口実として悪用されているとの指摘があるからです。

今国会では親による体罰禁止を盛った児童虐待防止法と児童福祉法の改正案が決まりました。改正案では施行後2年をめどに懲戒権のあり方について、廃止や表現の変更を含めて検討されます。

激しい体罰や暴言は子どもの心と体に影響します。感情や思考をつかさどる脳の部分に萎縮が見られたり、聴覚に障がいを生じたりすることが、複数の医学的調査でわかっています。死亡には至らないケースでも、多くの子どもが体罰や虐待の後遺症に苦しんでいます。またそのような子どもが親になっても、自分の子どもに体罰や虐待を繰り返す実態があると聞きます。子どもの健やかな成長には、良いことは何もないのです。

また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、それが後から調べたら誤報であっても、すべての人に通告する義務があることが児童福祉法に定められていることも付け加えておきます。

今回の法改正を契機に、子どもへの体罰や虐待を社会から一掃するとともに、しつけのあり方についても考えてみる必要があるのではないかと思います。

